

介護予防通所型サービス 重要事項説明書

令和6年4月現在

1. 当デイサービスが提供するサービスについての相談窓口

電話 047-410-0117（午前8：45～午後5：30まで）

担当 センター長 本多 弘憲（相談員）

*サービスの内容や費用についてなど、ご不明な点はおたずねください。

2. 船橋市朋松苑デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称 船橋市朋松苑デイサービスセンター
 所在地 船橋市西船2-21-12
 介護保険事業者番号 1270901521
 サービス提供地域 船橋市

(2) 船橋市朋松苑デイサービスセンターの職員体制

(通所介護、予防通所介護と共用)

	資格	常勤	非常勤	業務内容	合計
管理者	社会福祉主事任用	(1)		職員管理、指導、運営	1人
生活相談員	介護福祉士	(4)		相談業務	4人
看護・介護職員	看護師 機能訓練指導員		3	健康観察等の看護業務 機能訓練業務	3人
	介護福祉士	7 (4)	2	介護業務、送迎付添	9人
	初任者・実務者研修	2		介護業務、送迎付添	2人
	管理栄養士	(1)		栄養指導・食事相談	1人

* () は兼務

(3) 船橋市朋松苑デイサービスセンターの設備の概要

(通所介護、予防通所介護と共用)

利用定員	1日40名
食堂・機能回復訓練室	1室
一般浴室・特別浴室	各1室
静養室	1室
相談室	1室
送迎車	5台

(4) 営業日時

営業日	月曜日～土曜日
	ただし、1月1日から1月3日を除く
営業時間	午前8：45～午後5：30

3. サービス内容

- ①送迎 リフト付き車両又はワゴン車等により送迎いたします。送迎時刻をお知らせいたしますが、道路状況等により多少前後いたしますのでご了承ください。他の時間の送迎についてはご家族等にてお願いいたします。
- ②食事 歯の具合や健康状態によって主食はごはん・軟飯・全粥、おかずは普通食・カット食・きざみ食・ミキサー食をご用意いたします。
- ③生活相談 ご利用者やご家族からの生活や介護等についての相談を随時行います。
- ④アクティビティ 各種レクリエーション、創作活動等を行います。
- ⑤介護予防事業 利用者の生活機能の維持・向上を図り、自己実現の達成に資する支援を行います。

4. 料金

(1) 利用料金

別紙「介護予防通所型サービス 利用料金表」をご覧ください。

(2) キャンセル料

事前の連絡がないままお休みされた場合は、キャンセル料として食事代(¥610)を徴収致します。事前に連絡をいただいた場合はキャンセル料の徴収はありません。

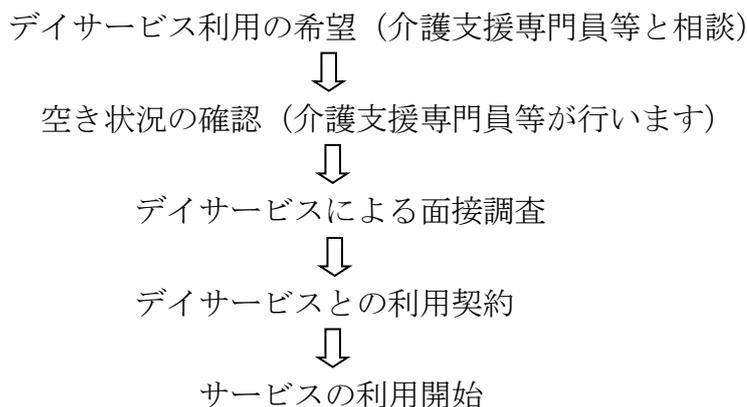
(3) 費用の支払い方法

毎月末日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払い方法は、現金、口座振込、口座自動引落としのいずれかになります。口座自動引落としの場合は翌々月4日を引落日とし、申込みから約1ヶ月の準備期間を要します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

当デイサービスを利用するには、介護予防ケアマネジメント計画に当サービスが計画されている必要があります。ご利用者の介護予防ケアマネジメント計画を担当する地域包括支援センター、介護支援専門員等にご相談ください。要支援1、2の認定の方がご利用いただけます。契約によりサービスを開始します。



*送迎や介護予防通所型サービスの利用に耐えかねる心身状況や健康状態である場合、定員に余裕がない場合等にご利用できないこともありますのであらかじめご了承ください。

(2) 契約の終了

①ご利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当デイサービスの都合で契約を終了する場合

人員不足、サービスの縮小等やむを得ない事情により契約を終了させていただく場合がございます。その場合は終了する日の1か月前までに文書で通知すると共に、他の事業者を紹介する等の便宜をはかります。

③自動終了

次の場合は、双方の申し出や通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

- ・要支援認定等で非該当（自立）や要介護状態と認定された場合
- ・ご利用者が死亡された場合

④その他

当デイサービスが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当デイサービスが破産した場合等、ご利用者は文書で通知することによって、即座に契約を解約することができます。

また、ご利用者がサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合や、ご利用

用者やご家族等が当デイサービスの職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

その他、長期入院等で3か月以上のご利用がない場合（見込まれる場合も含む）も契約の継続についてご相談させていただく場合がございます。

6. 当デイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

船橋市朋松苑デイサービスセンターは、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

身体拘束の禁止への取り組みとしては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束と利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊張やむを得ない理由を記録します。

虐待防止への取り組みとしては、まず虐待防止の為の指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内の組織、研修に関する基本方針、を明確にします。従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施しこれらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

① 送迎時間の連絡

契約時に送迎車の到着時間をお知らせします。ただし、当日の送迎利用者数の状況や道路状況等により多少時間が前後いたしますのでご了承ください。大幅に変更となる場合は事前にご連絡の上、ご相談させていただきます。

② 体調不良等によるサービスの中止・変更

体調不良等によりサービスを中止する場合は、なるべく朝8時までにご連絡ください。また、サービス利用中に具合が悪くなった場合はご家族に連絡の上、対応についてご相談させていただきます。ただし、緊急を要する場合は救急隊への連絡や近くの病院に受診するなど必要な対応をさせていただきます。その際、昼食の有無に関わらず昼食代（¥610）は徴収致します。

③ 災害、感染症のまん延等によるサービスの中止

地震、火災、大雪、台風などの災害や感染症のまん延等によりサービスを中止させていただく場合があります。その場合、できる限り速やかにご連絡いたします。

④ 食事の取り消しについて

食事が不要な場合は利用日当日の午前8時までにご連絡下さい。それ以降は費用がかかりますのであらかじめご了承下さい。

7. 緊急時の対応方法

ご利用中に容体の変化があった場合は利用を中止とし、契約書に記載された主治医や家族、介護予防ケアマネジメント事業者、救急隊等へ連絡をいたします。

8. 非常災害対策

別に定める「防災計画」により対応いたします。

【防火管理者 白井 大輔】 【管轄消防署 船橋北消防署】

当デイサービスの防火設備は次のとおりです。

- ・自動火災報知機
- ・誘導灯
- ・スプリンクラー
- ・防火扉
- ・屋内消火栓
- ・消火器
- ・非常通報装置
- ・ガス漏れ警報機

9. 電磁的記録による書面の取扱いについて

- (1) 当デイサービスは、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。
- (2) 当デイサービスは、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることができます。

介護予防通所型サービス 利用料金表

令和6年4月現在

※利用料金（基本料金、各種加算、保険適用外の費用の合計額です。）

〔1割負担の方〕

	単位数	1月あたりの利用料金	1月あたりの自己負担額
基本利用料			
要支援1（週1回程度の利用）	1798単位	18950円	1895円
※1 要支援1（～4回/月）	436単位	4595円	460円
要支援2（週2回程度の利用）	3621単位	38165円	3817円
※1 要支援2（5回～8回/月）	447単位	4711円	472円
生活機能向上グループ活動加算	100単位	1053円	106円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位	1580円	159円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位	1686円	169円
栄養改善加算	200単位	2107円	211円
栄養アセスメント加算	50単位	527円	53円
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位	52円	6円
科学的介護推進体制加算	40単位	42円	5円
若年性認知症利用者受入加算	240単位	2529円	253円
※2 一体的サービス提供加算	480単位	5059円	506円
事業所評価加算	120単位	1264円	127円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 88単位	927円	93円
	要支援2 176単位	1854円	186円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 72単位	758円	76円
	要支援2 144単位	1517円	152円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料とそれぞれの加算の5.9%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその1割となります。		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料とそれぞれの加算の1.2%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその1割となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本利用料とそれぞれの加算の1.1%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその1割となります。		

〔2割負担の方〕

	単位数	1月あたりの利用料金	1月あたりの自己負担額
基本利用料			
要支援1（週1回程度の利用）	1798単位	18950円	3790円
※1 要支援1（～4回/月）	436単位	4595円	919円
要支援2（週2回程度の利用）	3621単位	38165円	7633円
※1 要支援2（5回～8回/月）	447単位	4711円	943円
生活機能向上グループ活動加算	100単位	1053円	211円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位	1580円	317円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位	1686円	338円
栄養改善加算	200単位	2107円	422円
栄養アセスメント加算	50単位	527円	106円
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位	52円	11円
科学的介護推進体制加算	40単位	42円	9円
若年性認知症利用者受入加算	240単位	2529円	506円
※2 一体的サービス提供加算	480単位	5059円	1012円
事業所評価加算	120単位	1264円	253円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 88単位	927円	186円
	要支援2 176単位	1854円	371円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 72単位	758円	152円
	要支援2 144単位	1517円	304円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料とそれぞれの加算の5.9%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその2割となります。		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料とそれぞれの加算の1.2%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその2割となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本利用料とそれぞれの加算の1.1%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその2割となります。		

〔3割負担の方〕

	単位数	1月あたりの利用料金	1月あたりの自己負担額
基本利用料			
要支援1（週1回程度の利用）	1798単位	18950円	5685円
※1 要支援1（～4回/月）	436単位	4595円	1379円
要支援2（週2回程度の利用）	3621単位	38165円	11450円
※1 要支援2（5回～8回/月）	447単位	4711円	1414円
生活機能向上グループ活動加算	100単位	1053円	317円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位	1580円	475円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位	1686円	507円
栄養改善加算	200単位	2107円	633円
栄養アセスメント加算	50単位	527円	159円
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位	52円	16円
科学的介護推進体制加算	40単位	42円	13円
若年性認知症利用者受入加算	240単位	2529円	759円
※2 一体的サービス提供加算	480単位	5059円	1518円
事業所評価加算	120単位	1264円	380円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 88単位	927円	279円
	要支援2 176単位	1854円	557円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 72単位	758円	228円
	要支援2 144単位	1517円	456円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料とそれぞれの加算の5.9%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその3割となります。		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料とそれぞれの加算の1.2%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその3割となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本利用料とそれぞれの加算の1.1%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその3割となります。		

〔1割負担の方・2割負担の方・3割負担の方 共通〕

保険適用外の料金	食費（おやつ含む）	1回	610円
	紙オムツ、パッド		実費
	材料費、行事費		実費
	文書の複写代	1枚	10円

- ※1 「介護予防運動機能向上デイサービス」または「介護予防ミニデイサービス」と併用するときは、1回あたりの単価を算定します。
- ※2 一体的サービス提供加算は栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合の加算に対象となります。
- ※ 各種加算サービスは、それぞれのサービスを実施した場合に加算されます。
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。それをお住まいの市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、後日差額の払い戻しを受けることができます。